

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十二月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三〇―一〇一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(航空手当)</p> <p>第七条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p>(航空手当)</p> <p>第七条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>

一〇十一 (略)

十二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十八条に規定する漁業監督官として行う業務

十三・十四 (略)

二〇四 (略)

一〇十一 (略)

十二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条に規定する漁業監督官として行う業務

十三・十四 (略)

二〇四 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。